

# 総合設計制度による公開空地整備ガイドライン

平成7年6月制定

平成26年4月改正

大阪市都市計画局建築指導部建築企画課

## 目 次

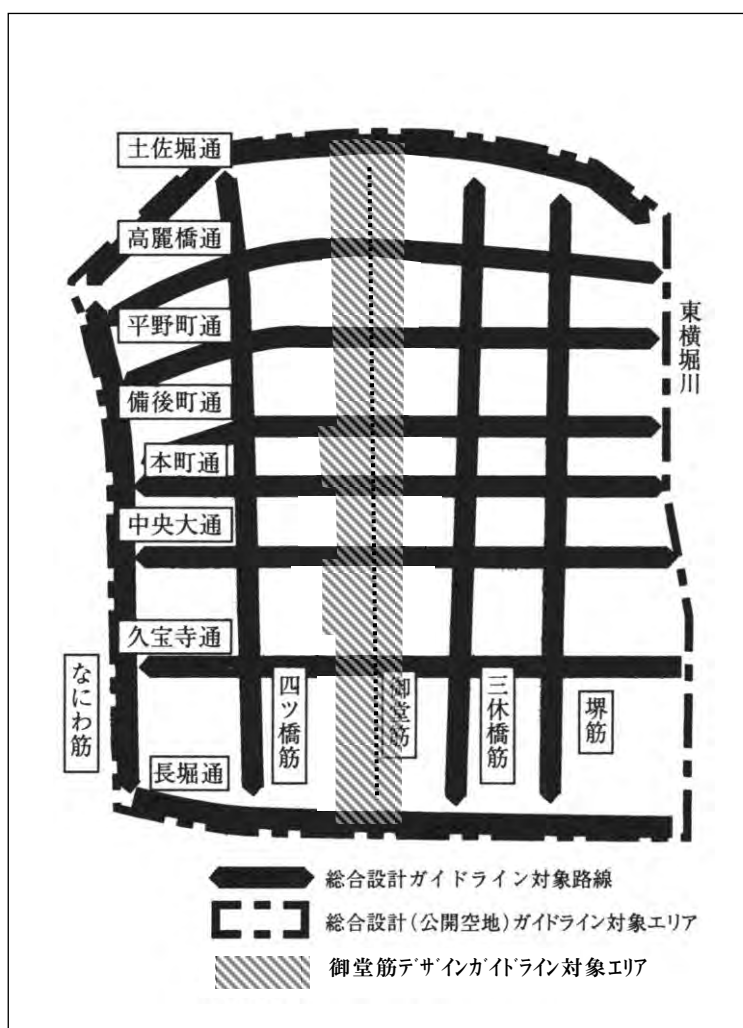
1. 適用区域	1
2. 共通 総合設計（公開空地整備）ガイドライン	2～3
3. 街路別 総合設計（公開空地整備）ガイドライン	4～15
堺筋沿道（A街路）	4
四ツ橋筋沿道（A街路）	5
なにわ筋沿道（A街路）	6
土佐堀通沿道（A街路）	7
本町通沿道（A街路）	8
中央大通沿道（A街路）	9
長堀通沿道（A街路）	10
三休橋筋沿道（B街路）	11
平野町通沿道（B街路）	12
久宝寺通沿道（B街路）	13
高麗橋通沿道（C街路）	14
備後町通沿道（C街路）	15

## 1. 適用区域

都心部の主要街路（次図参照）沿いで総合設計制度を適用する場合は、本要綱実施基準に加えて、路線毎に公開空地の形態・用途等の詳細を定めた公開空地ガイドラインが適用される。

対象路線は、南北を土佐堀通・長堀通、東西をなにわ筋・東横堀川で囲まれた地区の以下に挙げる13の主な街路とします。

なにわ筋  
 四ツ橋筋  
 三休橋筋  
 堺筋  
 土佐堀通  
 高麗橋通  
 平野町通  
 備後町通  
 本町通  
 中央大通  
 久宝寺通  
 長堀通



## 2. 共通 総合設計（公開空地整備）ガイドライン

歩 道 状 公 開 空 地	一 般 事 項	<p>連続的な歩行者空間が形成されるよう公共歩道及び隣接地での公開空地及び船場建築線による歩道等の空地整備との調和と一体化に努め、舗装面の段差、素材、植栽などに留意して計画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続的な歩行者空間が形成されるよう、位置、幅員、舗装面の素材、街路樹などに留意して計画する。</li> <li>・広場状公開空地や他の歩道状空地と有効に連絡させる。</li> <li>・エントランスや搬入路、駐車場出入口など車路による分断は最小限にとどめる。</li> </ul> <p><b>夜間も安全に通行できるよう配慮する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路照明を設ける。また、必要に応じて街路照明を補完する。</li> </ul>
	植 栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道状公開空地には街路樹状の高木(*)植栽を設け、植栽位置は歩行の障害にならないよう留意する。</li> <li>・特に既存の歩道がある場合には、一体的に利用できるよう、歩道部分と植栽部分の構成に留意する。 *高さ3.5m以上、目通り幹回り0.2m以上</li> <li>・植栽木の立ち上げはできるだけ低く（50cm以下）押さえる。</li> </ul>
	舗 装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の歩道がある場合には舗装面のレベルを揃え（レベル差を設けない）、官民境界沿いにある配水路はグレーチング等の施設により歩行者が一体的に利用できるよう配慮する。</li> <li>・舗装は、色彩・素材等周辺の景観に対する配慮を行った上で、連続性を考慮してなじみやすいものや、より良質な街路空間を形成するものを選びながら、官民境界や他敷地との境界にはボーダー材等により見切りを明確にする。</li> <li>・舗装材は以下の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>雨天時にすべりやすい素材は用いない</li> <li>夏期、照り返しの強い素材を避ける</li> <li>明度、彩度の高い色は広い面積に使用しない</li> <li>透水性の高い舗装面であることが望ましい</li> <li>凹凸のある素材を使用する場合は、車椅子による利用者や高齢者の安全を考慮し、平坦な部分とバランスよく構成する</li> </ul> </li> </ul>
	照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間も安全に通行できるよう、街路照明を設ける。また、必要に応じて街路照明を補完する。（建物、樹木等へのライトアップ等）</li> <li>・夜間の安全性と快適性を確保するため十分な照明を行う。</li> <li>・街路灯は歩行者の障害にならない位置に設置し、周辺との連続性や調和に配慮したものとする。</li> </ul>
	車 出 入 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エントランスや搬入路、駐車場入口など車路による分断は最小限にとどめ、分断する場合は、段差を設けず舗装材等にも留意する。（頻繁に車の出入りがある場合には、危険防止策として、視覚障害者用誘導ブロックの設置や、色による歩車区分、その他の措置を講じる）</li> </ul>
	サイ ン 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開空地は、公共のために設けられた空間であることを示す標示板をわかりやすい位置に設ける。</li> <li>・その他の公共サインも積極的に取り入れる。ただし、歩行者や利用者の休息を妨げないよう留意する。</li> <li>・公開空地の公共性を保つため、公開空地内には原則として看板等広告物を設けない。</li> </ul>
	広 場 状 公 開 空 地	<p><b>それぞれの地区の性格に応じた機能と設備を提供する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地区の土地利用その他の特性により、誰がどのように利用するかを想定した計画を行う。</li> <li>・賑やかな広場、静かな休息空間等状況に応じて設定をする。</li> </ul> <p><b>一般の利用者が利用しやすく、わかりやすい位置に配置する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の歩道レベルからアクセスしやすい位置に配置する。</li> <li>・遮音等の目的のため、わかりにくい位置に設ける際は、サイン等の標示で誘導する。</li> <li>・利用者の利用しやすさを考え、大小によらず、広場がひとつのまとまった形状をなすよう計画する。</li> <li>・計画建物への動線が広場を占有したり、車出入口が広場を分断したりすることのないよう計画する。</li> <li>・できるだけ日当たりの良い位置に広場を設ける。</li> </ul> <p><b>それぞれの広場の機能に応じ、利用者が快適に利用できるためのエレメントを配置する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチ（又はその他の腰掛けられるもの）、植栽、夜間照明、ごみ箱、水飲み場、噴水、モニュメント、公衆電話、遊具、シェルター、四阿等を適宜配置する。</li> </ul>

広 場 状 況	植 栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽は高低木の他、花木を植える等、四季の変化を生かした快適で利用者が親しみやすい空間（落葉樹中心の植栽）を工夫する。</li> <li>・ アイスストップとなる交差点付近では、ランドマークとして有効な高木を配置する。</li> <li>・ なるべく親しみやすい素材やデザインとし、人々に疎外感を与えるものであってはならない。特に、植栽が広場を覆い実際には利用できない空間になることのないよう留意する。</li> </ul>
	舗 装	<p>舗装は広場の特性に応じて、色彩・素材等に留意し、賑やかな空間や静かな休息空間等の演出を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舗装材は以下の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>雨天時にすべりやすい素材は用いない</li> <li>夏期、照り返しの強い素材を避ける</li> <li>明度、彩度の高い色は広い面積に使用しない</li> <li>透水性の高い舗装面であることが望ましい</li> <li>凹凸のある素材を使用する場合は、車椅子による利用者や高齢者の安全を考慮し、平坦な部分とバランスよく構成する</li> </ul> </li> </ul>
	車 出 入 口	計画建物への動線が広場を占有したり、車出入口が広場を分断したりすることのないよう計画する。
開 空 地	サ イ ン ・ フ ア ニ チ ュ ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開空地は、公共のために設けられた空間であることを示す標示板をわかりやすい位置に設ける。</li> <li>・ その他の公共サインも積極的に取り入れる。ただし、歩行者や利用者の休息を妨げないよう留意する。</li> <li>・ 公開空地の公共性を保つため、公開空地内には原則として看板等の広告物を設けない。</li> <li>・ 休息空間には、ベンチを設けることが必要であるが、一般的なベンチに限らず、低い壁、植栽柵、ツリープロテクター、噴水の縁、段差の大きな階段などさまざまな形がある。素材はできるだけ、石や木などなじみやすい素材が望ましい。</li> <li>・ ベンチ等の座るための設備は適切に機能する位置に配置する。</li> <li>・ 広場や通りを見渡すことのできる場所、樹木や噴水のそば、こどもの遊び場のそば、賑やかな歩道の脇（主動線をはずれた位置）などそれぞれの状況にあわせ、もっとも必要とされている位置や快適に使われやすい位置に設ける。</li> <li>・ ごみ箱はオープンスペースの規模に応じて適宜必要な数を配置し、適切な管理を行う。素材や大きさについては、景観上適切なものを選択する。</li> <li>・ その他、電話ボックスや遊具など、必要なストリートファニチャーを適宜配置する。</li> </ul>
	維 持 管 理	<p><b>公開空地の公開性を保つ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道状公開空地や広場状公開空地では、一般の人の利用を妨げるような、物品の配置、柵・チェーン等による立ち入り制限、駐車場としての利用などが行われないう、維持・管理する。</li> <li>・ 警備員が配置される場合は、一般の人が利用しにくくならないよう配慮する。</li> <li>・ アトリウム等の屋内空間も24時間開放ができるような管理体制にすることが望ましい。</li> </ul> <p><b>公開空地の快適性を保つ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開空地に設置したストリートファニチャー、ごみ箱、照明器具等は良好な状態に保ち、破損した場合は早期に修理する。</li> <li>・ 公開空地の植栽は、手入れを十分に行い、豊かな緑の保全・維持に努める。</li> <li>・ 公開空地の舗装を良好な状態に保つ。</li> <li>・ 公開空地の標示板は樹木の陰を避ける等わかりやすい位置に設け、風化によって見えにくくならないよう留意する。</li> </ul> <p><b>公開空地が積極的に市民に活用されるよう管理・運営する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の地域性を考慮しながら、地域活動等、市民の積極的な利用をすすめるように公開空地を管理・運営する。</li> </ul>
他	歴 史 的 建 造 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的な価値を有する建造物については、積極的な保存と再利用を図りながら、都市景観として活かしていく。</li> <li>・ 歴史的建造物は、建築物だけでなく、橋や石垣などの土木構造物などを含め、積極的に都市のエレメントとして活かしていく。</li> </ul>
	障 害 の 者 配 等 慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開空地の整備にあたっては、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」にある道路（歩道）及び公園の整備基準を満たすよう努める。</li> </ul>

### 3. 街路別 総合設計（公開空地整備）ガイドライン

#### 堺筋沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路幅員 総幅員：22.0m 歩道幅員：両側：2.0～3.5m</li> <li>・街路樹等 樹種：ユリノキ（高木 落葉広葉樹） 植栽帯：ナシ（高木は植栽柵）</li> <li>・歩道舗装材 カラーコンクリート平板（300□、薄黄色） 車止め（鉄製チェーン付）</li> <li>・電線の地中化等 両側 地中式</li> <li>・用途地域 商業地域</li> <li>・容積率 中央大通沿道：1000% その他：800%</li> <li>・地区の特性 事務所、銀行、証券など業務ビルが多い。歩行者の通行量が多いが、歩道幅員が少なく、電話ボックス、電線の地中化等による路上施設も多く（有効幅員1.5m程度）歩行者にとっては歩きづらい。 歴史的建造物が他の街路に比べ多いため、落ち着いた感じを受ける。</li> </ul> <p>本町通以北の両側沿道： 銀行、証券等の業務ビルが多く、比較的古い建物が見られ、セットバック等を行った新しい建物はほとんど見られない。</p> <p>本町通～久宝寺通の両側沿道： 一階部分に物販が入った比較的新しいビルが多いが、セットバックはあまり見られない。</p> <p>久宝寺通以南の両側沿道： 銀行等の業務ビルが多く、物販はあまり見られない。 また、駐車場等に利用された空地も多く、今後の立ち上がりが期待される。</p>
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン
誘導方針	<p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、現況の歩道幅員を補完し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。</p> <p>歩道状公開空地に面する一階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、にぎわいの創出に努める。</p> <p>また、主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。</p>
区域	土佐堀通から長堀通の両側沿道
空地の配置	<p>堺筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、堺筋に面してにぎわい施設を設ける場合（幅員2mの歩道を設けた場合に限る。）は、この限りではない。</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。</p> <p>特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺筋に面した歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備し、約6.0～7.0mの幅員の歩道の形成を図る。</li> <li>・堺筋に面した歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（ユリノキ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。</li> <li>・高木の足元は、ツリーサークル等により歩行上支障のないような計画とし、原則として立ち上げのある植栽柵による低木の設置は行わない</li> </ul>
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。 サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する機能を持たせる。</li> <li>・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。</li> </ul>

## 四ツ橋筋沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路幅員 総幅員：23.0m～24.0m 歩道幅員：両側：4.0m</li> <li>・街路樹等 樹種：シラカシ（高木 常緑広葉樹）、 ：ボックスウッド（低木 常緑広葉樹）、 ：カンツバキ（低木 常緑広葉樹）、 ：マルシャリンバイ（低木 常緑広葉樹） 植栽帯：両側1.0m 上記高木と低木の連続植栽 （植栽帯の立ち上がりなし）</li> <li>・歩道舗装材 コンクリート平板（300<sup>□</sup>） 車止め（鉄製チェーン付）</li> <li>・電線の地中化等 両側 地中式</li> <li>・用途地域 商業地域</li> <li>・容積率 800%</li> <li>・地区の特性 比較的新しい高層事務所ビルが集積しており、美しい街並みを形成しつつあるが、沿道用途が事務所に特化しており、物販、飲食等の店舗が少なく、通行量も他筋に比してやや少なく、賑わいがあまりない。 街路樹はシラカシの連続植栽であるが樹高が小さく、緑の量感に欠ける。</li> </ul> <p>平野町通以北： 比較的新しい大規模な高層ビルが多く、セットバックしている建物も多数見られる。用途はほとんど業務であり、1階部分には、ショールーム等の立地も見られる。</p> <p>平野町通～中央大通： 高層の事務所ビルと低層で小規模な店舗が混在している。 小規模な店舗は西側に多く、高層の事務所ビルでは1Fに物販、飲食等の店舗が見られる。</p> <p>中央大通以南： 大規模な高層の事務所ビルが大半を占めるが、西側には低層の物販店も見られる。</p>
総合設計（公開空地整備）ガイドライン	
誘導方針	<p>現在形成されつつある沿道景観と歩行者空間の充実をはかり、1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。</p> <p>また、主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、賑わいと潤いの形成をめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
区域	土佐堀通から長堀通の両側沿道
空地の配置	<p>四ツ橋筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、四ツ橋筋に面してにぎわい施設を設ける場合（幅員2mの歩道を設けた場合に限る。）は、この限りではない。</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。</p> <p>特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四ツ橋筋に面した歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備し、約8.0mの幅員の歩道の形成を図る。</li> <li>・四ツ橋筋に面した歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（シラカシ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。</li> <li>・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。</li> <li>・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。</li> </ul>
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する機能を持たせる。</li> <li>・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。</li> </ul>

## なにわ筋沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路幅員 総幅員：40.0m 歩道幅員：両側：6.0m (歩行者道2.5m+自転車道2.0m)</li> <li>・街路樹等 樹種：イチョウ(高木 落葉針葉樹) ：カンツバキ(低木 常緑広葉樹) 植栽帯：1.5m 上記高木と低木の連続植栽 (植栽の立ち上がりなし)</li> <li>・歩道舗装材 歩行者道：洗い出しコンクリート平板(300<sup>□</sup>) 自転車道：インターロッキングブロック(煉瓦色) 車止め(鉄製)</li> <li>・電線の地中化等 両側 地中式</li> <li>・用途地域 商業地域</li> <li>・容積率 800%</li> <li>・地区の特性 歩道幅員が広く、街路樹(イチョウ)も樹形が大きく緑豊かな歩行者空間を形成しているが、沿道建物はほとんどが事務所であり、人の流れがあまりない。 鞆公園付近は公園側の高木と道路の植栽の高木とで緑のトンネルが形成されており、歩行者には歩きやすい空間になっている。 店舗等が少なく、他の街路と比べて、あまりは賑やかさが無い。 中央大通以北：比較的新しい大規模な事務所ビルと古い2～3Fの小規模な事務所ビルが混在している。 1階部分でも物販、飲食等の店舗はあまり見られない。 中央大通以南の東側：小規模な事務所ビルが多いが、1階部分には、飲食等の店舗が見られる。 また、空地も目立つ。 中央大通以南の西側：比較的大規模な事務所ビルが多い。</li> </ul>
	総合設計(公開空地整備)ガイドライン
誘導方針	<p>現在形成されつつある沿道景観と歩行者空間の充実をはかり、1階の開放的な利用形態(飲食店、ショールーム等)を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
区域	土佐堀通から長堀通の両側沿道
空地の配置	<p>なにわ筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、なにわ筋に面してにぎわい施設を設ける場合(幅員2mの歩道を設けた場合に限る。)は、この限りではない。</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。 特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なにわ筋に面した歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備し、約10mの幅員の歩道の形成を図る。</li> <li>・なにわ筋に面した歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹(イチョウ)との、調和に配慮した樹種選定(高さ、樹形等)とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。</li> <li>・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。</li> <li>・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。</li> <li>・バスストップ付近では、バス停と一体的な整備を行う。</li> </ul>
広場状公開空地	<hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/>



# 土佐堀通沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路幅員 四ツ橋筋以東：総幅員：22.0m 歩道幅員：両側：2.5m 四ツ橋筋以西：総幅員：30.0m 歩道幅員：両側：5.0m</li> <li>・街路樹等 四ツ橋筋以東：樹種：ユリノキ（高木 落葉広葉樹） 四ツ橋筋以西：樹種：ユリノキ（高木 落葉広葉樹） 四ツ橋筋以東：植栽帯：ナシ（高木は植栽樹） 四ツ橋筋以西：植栽帯：1.0m 上記高木と低木の連続植栽（植栽帯の立ち上がりなし）</li> <li>・歩道舗装材 インターロッキングブロック 車止め（鉄製）</li> <li>・電線の地中化等 御堂筋以東：両側：高架式 御堂筋以西：両側：地中式</li> <li>・用途地域 商業地域</li> <li>・容積率 御堂筋～西横堀：1000% その他：800%</li> <li>・地区の特性 銀行、証券等のオフィスを中心としたビジネスゾーンを形成しているが、大川・中之島地区と並行する街路であり一部の区間や交差点よりそれらの景観も望め、また、道路幅員構成や沿道の街区形状、敷地規模等も区間及び南北によりかなり異なり、統一感はないが変化のある沿道景観を形成している。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>四ツ橋筋以東の北側沿道： 大川と土佐堀通に挟まれた街区となっており、南北の街区巾は10～15mしかなく、車等のアクセスも通り側に限定されている。したがって、建築規模も小さく、外壁後退、広場等のスペースは全く見られない。大部分が業務施設であるが、一階部分には一部商業施設も見られる。</li> <li>四ツ橋筋以東の南側沿道： 古くからのビジネス街であり、ほとんどが証券、銀行等の大規模な建築物であり、証券取引所等の歴史的建造物も見られる。地下鉄出入口周辺の一階には、商業・サービス施設も立地している。整然とした風格のある街並みを形成しているが、壁面後退、広場等の空地はあまり見られず、歩道幅員も2.5mと狭いため、歩行者にとって潤い・ゆとりといった空間の不足が顕著である。</li> <li>四ツ橋筋以西の北側沿道： これらの区間では近年に建築物の更新が進み、比較的大規模な建築物が立地している。空地等の確保も図られた建築物も多く、歩道幅員が5.0mとゆとりがあることと相まって、ゆとりのある空間を形成しつつある。また、大部分が業務施設であるが、比較的新しい建築物では一階部分をショールームやギャラリーとしている。</li> </ul>		
総合設計（公開空地整備）ガイドライン			
誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>四ツ橋筋以東の北側沿道： 歩道部分の不足は顕著であるが、街区幅がきわめて少ないため、ここでは全面的な壁面後退は求めず、大川・中之島への景観に配慮したポケットスペースの整備及び1階部分での壁面後退を積極的に誘導する。</li> <li>四ツ橋筋以東の南側沿道： 歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。また、主要交差点（A交差点）部では広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口との一体的整備や低層部での商業、文化施設の誘導を図り、賑わいと潤いの形成をめざす。</li> <li>四ツ橋筋以西の北側沿道： 現在形成されつつある沿道景観と歩行者空間の充実をはかり、1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。</li> <li>四ツ橋筋以西の南側沿道： 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</li> </ul>		
	地区別ガイドライン		
区域	四ツ橋筋以東の北側沿道	四ツ橋筋以西の南側沿道	四ツ橋筋以西の両側沿道
空地の配置	土佐堀通に面しては、低層部をセットバックさせ、ピロティ等の設置に努め、十分な歩行者空間の確保を図る。	土佐堀通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、土佐堀通に面してにぎわい施設を設ける場合（幅員2mの歩道を設けた場合に限る。）は、この限りではない。	土佐堀通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、土佐堀通に面してにぎわい施設を設ける場合（幅員2mの歩道を設けた場合に限る。）は、この限りではない。
	広場状公開空地の配置は大川への景観的配慮を行う。	敷地境界沿いの歩道状公開空地以外は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。	
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土佐堀通に面した歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備し、約6.5m～9.0mの幅員の歩道の形成を図る。</li> <li>・土佐堀通に面した歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（ユリノキ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。</li> <li>・バスストップ付近では、バス停と一体的な整備を行う。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高木の足元は、ツリーサークル等により、歩行上支障のないような計画とし原則として立ち上げのある植栽耕による低木の設置は行わない。</li> <li>・バスストップ付近では、バスシェルター、ベンチ等、バスの利用者がバスを待つための空間を整備する。またこれら施設が歩行者の通行の妨げにならないよう空地の拡幅等を行い十分な空間を確保する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで、開放的な空間を形成する。</li> <li>・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。</li> </ul>
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。サンクンガーデン等の積極的な整備により異なるレベルを連絡する機能をもたせる。</li> <li>・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピロティは歩行者空間としての機能に充分留意したものとし、できるだけ歩道状公開空地と同様の配慮（バスストップへの配慮等）を行う。</li> <li>・ピロティは、十分な高さ（5m以上）を確保する。</li> </ul>		